

横須賀市長  
蒲谷 亮一様

平成20年9月4日  
障害者施策検討連絡会

## 平成21年度市予算編成に関する要望

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から障害者とその家族の生活の向上に向けて、多大なご支援ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

「障害者自立支援法」で障害者福祉サービスの一元化が図られましたが、現実には制度の目差すところとはかけ離れ、環境整備が整わない中で利用者や家族に新たな応益負担を求める等、利用者にとって好ましくないものとなっています。

「よこすか障害者福祉計画」の推進はもとより、どのような状況でも、障害者の地域での生活を力強く支える事が第一です。その最前線として行政施策が期待されます。

本年4月にははぐくみかんが開所され、障害児者の生涯一貫した支援体制が整いその成果が強く期待されています。

「障害者施策検討連絡会」は障害者福祉の推進を図るための検討会を継続的に開催しております。この1年で提起された課題と意見交換会での当事者の意見から、平成21年度の予算に反映して頂きたい要望事項を取り纏めてご提示申し上げます。特段のご配慮をお願い申し上げます。

予算確定後速やかに文書回答をお願いいたします。

加盟団体：横須賀市社会保障推進協議会

「福祉のまちづくりを進める市民集会」実行委員会

横須賀・三浦作業所連絡会

横須賀市障害者団体連絡協議会

横須賀市精神障害者地域生活支援連合会

敬具

## 記

### I、はぐくみかん関係

#### 1、生涯にわたる一貫した支援体制の整備

- (1) 超早期～成人まで生涯にわたる一貫した支援体制の整備と、併せて、大人になってから障害に気がつく発達障害等相談支援や、中途障害に対する支援も行う療育支援センターとして整備すること。

また、支援内容が不十分なことが見受けられるので、十分な予算措置を行うこと。

- ・通園バスの運用改善
- ・職員体制の強化
- ・設備の改善

(2) 利用者本位の運営協議会を早期に立ち上げること。

## Ⅱ、教育関係

1、普通学級を含め必要な児童全てに将来を見据えた個別の指導計画の作成と実のある実施を推進すること。

(1) 個別の指導計画の作成について、特別支援コーディネーターの専任配置と巡回支援の専任化等の内容充実による全体的レベルの底上げ、すべての学校・教員のスキルアップのために、コーディネーター研修や特別支援学級担任者会の様々な研修等を充実すること。

(2) そのため、特別支援教育に携わっている教員には校内委員会、障害特性を理解している関係機関の職員、障害児の保護者の意見（思春期対応を含む）をもとに研修を実施すること。

あわせて、保護者に対して、個別の指導計画の説明会を全市一括して入学時に実施すること。その際に、個別の指導計画を含めた支援教育の流れのガイドライン（利用方法を含めたパンフレット）を作り配布すること。

(3) また、今年度の研修について、各学校実施分を含めて、研修内容や参加者数等の実施状況を明らかにすること。

2、児童生徒の学校生活は教職員の手で支えられるものであるが、それを補助する学校介助員について制度の充実を図ること。

(1) 同性介護の視点から、男性介助員を大幅に増員すること。

そのため採用にむけて、介助員の賃金を増額し、社会保険に加入させるなど身分を安定させること。

そして採用後は十分な研修を行い、校内における指導体制を確立すること。

(2) 入学時の説明会などで制度を保護者へ周知すること。

3、特別支援学校の将来のあり方を見すえた人員・設備等の改善を図ること。

(1) 市立養護学校の児童数や障害の状態に対応した教職員の増員をすること。

(2) 特別支援学級及び市立養護学校の交流教育推進へ教員を確保すること。

特別支援学級と普通級との交流、市立養護学校と近隣校や居住地校との交流など、統合教育の実践が一般化してきているが、その対応への教員の人員が不足している。

教員が付き添うと学級・学校の授業が出来ないなどのため交流回数を少なくすることがないように、交流教育の教員の人員配置を行うこと。更に、学校間の格差が生じないような方策を講じること。

- (3) 市立養護学校の地域支援事業について、パンフレットを利用し4月前に市民や全学校に周知すること。
- 4、県立岩戸高等学校の跡地利用に関して、横須賀市の関係部局間の連携協力体制を構築するための担当を配置し神奈川県と連携すること。併せて神奈川県へ市民の意見反映を行うため意見を聞き取ること。
- 5、県立武山養護学校に関して教育環境の改善を県側に申し入れること。  
過大規模化・校舎の老朽化によりA・B課程とも教育環境が悪化している。  
教育環境を早急に改善すること。
- 6、精神障害者の復学について具体的な道筋を示し支援すること。

### Ⅲ、就労関係

#### 1、雇用奨励金に関して

- (1) 雇用奨励金制度は障害者の雇用へ有効に寄与している。現在は精神障害者・知的障害者が対象であり、身体障害者は対象になっていない。20才前に障害を負った身体障害者の就労は困難な状況にある。これを可能にする為に制度利用が出来るようにすること。
- (2) 雇用している全ての障害者に適用出来るようにすること。

#### 2、特例子会社を市内に誘致する為に横須賀市として取り組む内容を示すこと。 (よこすか障害者福祉計画に基づくもの)

#### 3、横須賀市役所における知的・精神・身体障害者(20才前に障害を負った)の雇用を実現すること。

- (1) その為の第一歩として市役所等で職場体験が可能になるような取り組みとして、市役所の職場で実習及び職業訓練を行えるようにすること。
- (2) その運営を市長直轄のもと全庁プロジェクト体制をとり(仮称)障害者業務室を設置し支援すること。
- (3) (仮称)障害者業務室で処理しきれない業務はその部署から市内の作業所・施設に発注出来るようにすること。
- (4) 就労条件を短時間労働や在宅勤務が出来るように拡充し、多様な就労が出来るようにすること。

#### 4、市及び市関連事業の業者委託に関しては、委託条件に障害者雇用を入れると共に雇用状況を公開すること。

#### Ⅳ、地域生活支援関係

##### 1、重症心身障害児施設（入所、一時入所）の早期建設を進めること。

(1) よこすか障害者福祉計画の障害児支援施設関連で示された重症心身障害児施設の早期建設を進めること。

医療的ケアの必要な障害者を含め重症心身障害児者の一時入所ベッドは非常に少なく、地域生活を困難にしている。

若年の障害児の計画的及び緊急一時入所、家族の不慮の事故・高齢化や親の介護など一時入所ニーズは大変多く現在の状況では十分な支援が受けられない状況です。「よこすか障害者福祉計画」に示された施設の早期建設を進めること。

(2) 建設されるまでの間医療的ケアの必要な人も利用可能な一時入所の対応方針を明示し、市として責任を持って行うこと。

ショート、ミドル、ロングステイ利用、緊急時の確実な利用が出来るように配慮すること。

(3) 重症心身障害児の日中一時支援体制を早急に整えること

市内には医療的ケアが必要な障害児が利用出来る日中一時支援施設がありません。早急に受け入れ態勢を整えること。

##### 2、障害児の放課後、夏休み等の活動支援をすること

障害児の学童保育は小学生に限られ、中学生への放課後、夏休み等への支援がありません。

現在、夏休み等にはおおむね15歳～18歳対象の「ほっと・デイ」サービスがありますが、さらに対象年齢を引き下げ、利用できる施設を増やすこと、また、中学生以上の放課後支援をすること。

##### 3、作業所関係

(1) 障害者地域作業所は多くの障害者が通所してきています。しかし、現在は一般住宅を借り上げて運営がなされているために防災上の観点で多くの課題を抱えています。平成21年4月に施行される消防法令に基づく整備をするための予算を確保すること。

(2) 作業所利用者の安全と作業環境の改善を図るために作業所の家賃助成に関して、現行の全額2分の1（上限12万円）を改め、家賃額10万円までは全額補助し、それを超える分について2分の1補助にする制度に改善すること。

(3) 障害者地域作業所に限らず福祉の現場は深刻な人材不足に陥っています。福祉人材の確保が可能となるように、横須賀市として必要な財源確保をおこなうこと。

- (4) 現行の作業所制度については、補助金額を維持すると共に補助額の拡充をはかること。
- (5) 作業所制度を横須賀市として残す考え方を示していることから、新規に設置する場合は作業所か地域活動支援センターのいずれかを選択できるようにすること。
- (6) 庁舎内の委託可能な業務については、検討するとの回答を昨年いただいていることから、委託可能な業務を明らかにし、随意契約ができるように作業所連絡会等と速やかに協議を行うこと。
- (7) 庁舎内及び横須賀市の公共施設に常設型の売店を設置することに関して、作業所連絡会等と協議し速やかに実現できるようにすること。

#### 4、グループホーム・ケアホーム関係

##### (1) 家賃補助

地域での生活を保障していくために、グループホーム・ケアホームの家賃補助の上限額を大幅に引き上げること。また、家賃補助の対象を法人が独自に建設したものにも拡大すること。

##### (2) 横須賀市単独の加算補助の設置を

横須賀市は中核市になる際、補助金額を従来の県が実施していた水準から低下しないと公言されました。今年度、神奈川県が区分の軽い人につけた加算補助については、横須賀市は予算措置が間に合わなかったとしてつけていません。来年度には加算をつけられるよう予算措置を講じること。

##### (3) 安全対策と夜間緊急時対応

安全対策と夜間支援体制の拡充がはかれる配置基準及び報酬となるように国に改善を求めるとともに、国の改善の施策が図られるまでは、横須賀市として改善策を講じること。

#### 5、地域での暮らし関係

- (1) 障害者の外出機会の保証のためにも、現在健康づくり事業で実施しているバスハイク等は継続すること。内容や今後のあり方については、障害当事者の意見を十分に聴取し、財政論からの施策変更はしないこと。
- (2) 重度障害者医療助成制度に対する一部負担導入の動きに対しては、十分に時間をかけて実態と影響を検討するとともに、当面は横須賀市として一部負担金の導入は行わない措置とすること。また、対象に精神障害者を加えること。
- (3) 横須賀市の障害者福祉計画の改訂に際して、第2期計画および障害者自立支援法で策定された数値目標に対してどれだけ達成し、課題認識がされているのかを明らかにすること。
- (4) 軽度の障害者の方の生活や就労を支える仕組みはほとんどないと同時に、情報提供がなされていません。誰もがわかりやすい情報提供に努めること。また障害によっては、支援する人がその役割を担うことから、支える人材育成に努

めること。

(5) 神明公園グラウンドに障害者が利用できるトイレの設置をすること

神明公園グラウンドは多様な運動競技に使用されています。グラウンドのトイレに洋式便器と車イス利用者用等の多目的トイレの整備すること。

多目的トイレにはベッドの設置もすること。

(6) 総合福祉会館と京急汐入駅の歩道の街頭の輝度を高めること

点字図書館が総合福祉会館に開設されたことにより、視覚障害者の点字図書館利用やその他の活動の場が総合福祉会館に移っている。総合福祉会館から京急汐入駅へ行く時、国道16号の歩道を利用します。会館から16号の歩道に出る所の街灯が暗い為車道に入り込む危険性がある。その所の街頭の照明の輝度を高めて安全性を確保すること。

(7) 郵便物に点字シールの添付をすること

公的な機関から送付する視覚障害者向けの郵送物には点字シールの添付し郵送物を分かりやすくすること。

(8) 聴覚障害者のコミュニケーション支援の拡充をすること

①、聴覚障害者にとって必要不可欠な手話通訳・要約筆記のコミュニケーション支援は基本的人権を保障するものです。「人間として生きる」のに欠くことのできないコミュニケーションの保障に利用者負担を強いることのないようにすること。

②、要約筆記者派遣制度対象者を「身体障害者手帳の交付を受けた者」に拡充すること。

現在の障害者手帳2・3級のみでの派遣制度対象者となっている。難聴者「きこえ」は音として認識できても、言葉として理解できない状況は往々にして存在します。派遣対象者を手帳保持者とし聞こえの境界にいる人々のコミュニケーション支援を行うこと。

③、聴覚障害者のコミュニケーション支援に関する事業を今後も継続するとともに事業内容の拡充を図ること。特に手話通訳者養成講座と同じように要約筆記者養成講座を市の主催で行うこと。

要約筆記者が少なく早急に養成する必要があります。要約筆記者の養成講座を年1回市の主催で開催すること。

## V、地域生活支援事業関係

### 1、地域自立支援協議会

(1)、自立支援協議会の「就労分科会」内に進路支援部会を設置すること

障害児が高校(サポート校なども含む)や養護学校高等部の卒業から青年・成人期への移行をするとき、本人や家族に寄り添って移行を円滑に進められる機関の連携が足りません。

この時期の支援に特化した部会を設置し、就労のみならず、さまざまな日中活動や地域生活などへの進路を支援する部会の設置が必要です。

- (2)、自立支援協議会には障害がある人本人の望む地域生活ができるまでの実質的な支援ができるような予算をつけること。

## 2、よこすか障害者福祉計画関係

横須賀市のサービス体系を総合的に把握し、第3者機関の評価なども受け、重点課題を明確にした上ですみやかに体制を整えること。併せて、横須賀市の障害者福祉計画等の重点課題について速やかに実行すること。

## 3、障害者自立支援法関係

施行後3年となります。障害者が自立支援法で生活出来るよう制度の見直しを県・国に働きかけること

- ①、応益負担を応能負担にすること。預金チェックをやめること。
- ②、障害者の所得保障制度を制定すること。
- ③、ケアマネージャー制度を新設すること。在宅生活の組み立てをサポートし必要なサービス利用をマネジメント出来るようにすること。
- ④、病院でヘルパーの支援を受けられるようにすること。

障害児者が入院した時24時間付き添いが必要になる事が多い。24時間付き添いのためにはヘルパーの付き添いが必要となる。 以上